第六号様式別表五
の 二
(提出用)

	※ 処理	整	理	番	号	事務所	ī 区分	管	理	番	号	申告区分
	事項											
	ž	去人	番	号		1 1		1 1				
法人名	- 事		1	業	7	龙成		年	,)	月	日	から
	自	Ē.	J.	度	7	成		年	, ,	月	H	まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

	付け	加 価	値	額	の	計	· 舅	氧				資	本 金	等	の	額	の	計	算		
収益	報酬給与額 別表5の2の2	③又は別	表5の	312	1)	兆	十億	百万	Ŧ		円資	資本金等の額 F表2@ 別	9若しくは下表 3億 別表 5 の 2 の 3 図著				兆	十億	百万	Ŧ	円
配分	純支払利子 別表5の2の2	39又は別	表5の	43	2				1 1		킬	当該事業年度の月数	数			13					月
収益配分額の計算	純支払賃借料 別表5の2の2	③又は別	表5の	53	3				1 1		Q	$2 \times \frac{13}{12}$				14)	兆	十億	百万	Ŧ	Ħ
計算	収益配分額	(1)+2)-	+3	4						挂	控除額計 別表5の2の 別表5	3⑫、別表 5 の 2 の 3⑬又								
単年月	度損益 第6号	様式⑰又	は別表	5 23	5)						Ż	差引			(14)—(15)	16					
付加值	価値額		4)-	+⑤	6						Q	⑯のうち1,000億円]以下の金額	額		17					
1	記分額のうちに報酬:	給与額の占	iめる割/	合/④	7					%	6	[⑯のうち1,000億F 5,000億円以下の釒	円を超え) 金額	$\times \frac{50}{100}$		18					
雇解	$\frac{1}{4}$ $4 \times \frac{70}{100}$			(8	兆	十億	百万	7		PH (⑩のうち5,000億Ⅰ1兆円以下の金額	円を超え	$\times \frac{25}{100}$		19					
安計控算	4× 70 - 雇用安定控除額		1)-	(9						ā	課税標準となる資 ²	本金等の額		18+19	20					
	者給与等支給増加		表5の	6 36	10																
課税相	標準となる付加価		6-9-	((I)																

2. 資本金等の額の明細

区分	期首現在の金額 ②	当期中の減少額 ②	当期中の増加額 🖾	差引期末現在の金額 24 (20-20+23)					
資本金の額 工は出資金の額	兆 十億 百万 千 P	月 兆 十億 百万 千 円 兆	L 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円					
資本金の額及び資本準備金 の 額 の 合 算 額 2									
法人税の資本金等の額又は 連 結 個 別 資 本 金 等 の 額									
期中に金額の増減があった場合の理由等									

※ 処理	整	理	番	号	事務	所公分	管	理	番	号	申告区分	
事項			1 1	1 1] ラ
注	去人	番	号			1 1						1 ₹
事	į.		業	3	P成		年		月		日から	
自	Ē.	<u>J</u>	叓	3	区成		年		月		日まで	3

付加価値額及び資本金等の額の計算書

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

法人名

	1 1 1 1 1 1 1 1														— B
	1	寸	加	価	値	額	O,)	計	算				資本金等の額の計算	
収益	報酬給与額 別表5の	頁 2の	2337	ては別	表50	3 12	1	兆	+	億	百万	Ŧ		資本金等の額 下表2@若しくは下表3@又は別表5の2の3@、 ② ** +億 百万 千 別表5の2の3@若しくは別表5の2の3@	円
益配分額	純支払利 別表 5 の	チ 2の										1 1		当該事業年度の月数 ③	月
額の	純支払賃付 別表5の	告料 2 の 2	2 3 5 X	【は別	表5の	53	3					1 1		$\mathbb{D} imesrac{\mathbb{D}}{12}$	円
の計算	収益配分額	Ą		(1)+(2)	+3	4					1 1		控除額計 別表5の2の3億、別表5の2の3億者しくは 別表5の2の3億又は別表5の2の4億	
単年月	支損益	第6号	号様式	60又	は別表	5 🕸	(5)					1 1		差引 (4)—(5) (6)	
付加值	面値額				4	+(5)	6		1 1			1 1		⑯のうち1,000億円以下の金額	
	己分額のうち	に報酬	H給与	額の占		合 /4	7						%	「⑯のうち1,000億円を超え」× <u>50</u> [5,000億円以下の金額 ® ® ® ® ® ® ® ® ® ® ® ® ® ® ® ® ® ® ®	
雇除用額	④× <u>70</u> 100 雇用安定技						8	兆	+	億	百万	Ŧ		「⑪のうち5,000億円を超え] × <u>25</u> 〔1 兆円以下の金額	
安計控算	雇用安定拉	空除額	Į		<u>(1</u>)-(8)	9					1 1		課税標準となる資本金等の額 切+13+19 ②	
雇用和	者給与等支持	給増力	旧額	別	表5の	636	10					1 1			
課税机	漂準となる1	寸加值	五値額		6-9)—(1))	(1)					1 1			

2. 資本金等の額の明細

区 分	期首現在の金額②	当期中の減少額 ② 当期中の増加額	領 ② 差引期末現在の金額 ② (②)-②+②)
資本金の額 又は出資金の額	兆 十億 百万 千 F	男 兆 十億 百万 千 円 兆 十億 百万	千 円 兆 十億 百万 千 円
資本金の額及び資本準備金 の 額 の 合 算 額 2			
法人税の資本金等の額又は 連 結 個 別 資 本 金 等 の 額			
期中に金額の増減があった場合の理由等			

: 二 (控